

【意見】

「国保加入者の人間ドック一部助成について」、私は、一度もこの助成を受けられたことがありません。仕事の都合上、毎年、年末年始近辺に人間ドックを設定しています。今年こそと思い、11月末、窓口相談に行きましたが、すでに受付終了でした。昨年までは、どうしたら助成を受けられるのかも知りませんでした。窓口担当者は、沼田市広報紙にて広報していますということです。しかしながら、特定健康診査受診券・受診表は6月1日交付ですし、その中の注意書きで助成の申し込みを別にする必要がある旨の記述がありますが、期間が書いてありません。このことを良く知っている人は特定健康診査受診券・受診表が送られて来る前、毎年4月1日に、とにかく、助成の申し込みだけを済ませておくのだということを初めて知りました。この行政のやりかたは不公平ではありませんか。全員に助成できないのであれば同じ人が毎年はだめですよとか、一年おきですよとか、あって不思議でもないのですが。何故、受付期間が毎年ちがうのでしょうか。何故、自分の仕事にあわせた人間ドックの日程に合わせて一年間いつでも助成の申し込みができないのでしょうか。

男：40代、市内在住

【回答】

人間ドックの一部助成は、35歳以上の国民健康保険の被保険者で、保険税を完納している方で、4月1日から10月30日までに申し込んでいただき、受診された方にはどなたでも助成をしております。受診する際に必要となる特定健康診査受診券・受診表は、4月1日を基準としてその後に作業を行い6月1日に交付しておりますが、4月から5月までに受診される方には、仮受診券・受診表を交付して対応しております。

助成の申込期間は、昨年度の4月から9月までを、今年度からは1ヶ月間延長して10月までの対応としております。期間の設定につきましては、助成を行うための予算措置が必要となり、国の補助金交付にかかる申請期限までに人数をとりまとめて報告をしなければならぬために定めているものであります。

申込期間の周知につきましては、受診券に同封いたしました特定健診のチラシや広報紙などによりお知らせをさせていただいておりますが、受診券には掲載がされておきませんので、今後の周知について検討をしていきたいと思っております。

担当：民生部市民課